

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課) 一七五^ハ

告 示

救急病院の認定

(医療整備課) 一七九

道路の区域変更

(道路維持課) 一七九

正 誤

目次中訂正

(森林保全課) 一八〇

規 則

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十一号

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医療法施行細則(平成十二年岐阜県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(オンライン診療受診施設を設置届出書の様式)

第五条の二 法第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設を設置の届出書の様式は、別記第七号様式の二のとおりとする。

第六条に次の一項を加える。

4 施行令第四条第四項の規定によるオンライン診療受診施設設置の届出事項の変更の届出に係る届出書の様式は、別記第九号様式の二のとおりとする。

第八条第三項中「開設者」の下に「又はオンライン診療受診施設設置者」を加える。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

別記第七号様式の次に次の一様式を加える。

第 六 百 八 十 一 号

令 和 八 年 四 月 二 十 八 日

(火曜日)

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

令 和 八 年 四 月 二 十 八 日

第 7 号様式の 2 (第 5 条の 2 関係)

年 月 日

保健所長 様

設置者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

設置者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

オンライン診療受診施設設置届出書

下記のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 オンライン診療受診施設の名称

2 設置の場所

電話番号 ()

FAX番号 ()

3 敷地の面積

_____ m²

4 建物の構造概要

構造	造 階建	建面積 延面積	m ² m ²
----	---------	------------	----------------------------------

建物の一部を使用する場合は、その使用階及び面積を記入すること。
 造 階建の中 階 室 m²

5 管理・運営責任者の氏名及び連絡先 (法人の場合)

氏 名	連絡先

6 設置年月日

年 月 日

添付書類

- 1 敷地の平面図
- 2 建物平面図（各室の用途を示すこと。）
- 3 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載すること。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する保健所に提出すること。
- ・「敷地の面積」の欄については、記載が不要であること。また、添付書類の「敷地の平面図」は添付不要であること。
- ・「建物の構造概要」の欄については、当該車両の車種、車名及び車両番号を記載すること。また、添付書類の「建物平面図」は添付不要であること。

第 9 号様式の 2 (第 6 条関係)

年 月 日

保健所長 様

設置者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

設置者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

別記第九号様式の次に次の一様式を加える。

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届出書

下記のとおりオンライン診療受診施設の設置届出事項の一部を変更したので、医療法施行令第 4 条第 4 項の規定により届け出ます。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 変更した事項

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更年月日

年 月 日

添付書類

敷地、建物の構造概要等を変更する場合は、平面図 (用途等を明示すること。)

別記第十号様式甲

8 出張のみによってその業務に従事する助産師が定める病院又は診療所
(医療法施行規則第15条の3)

名称	住所	備考

8 出張のみによってその業務に従事する助産師が定める病院又は診療所
(医療法施行規則第15条の3)

名称	住所	備考

9 勤務する医師又は歯科医師によるオンライン診療の実施の有無
実施あり ・ 実施なし

別記第十二号様式及び別記第十三号様式の二中「開設者」を「開設者(設置者)」に
「助産所」を「助産所・オンライン診療受診施設」と改める。
別記第十三号様式中「助産所」を「助産所・オンライン診療受診施設」に、「開設者」
を「開設者等」と改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告示 示

岐阜県告示第二百六十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年四月二十八日

岐阜県知事 江崎 禎英

医療機関名	所在地	有効期限
岩砂病院・岩砂マタニ テイ	岐阜市八代二丁目七番地一	自令和一一・八・五・五 至令和一一・八・五・五
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森三二一	自令和一一・八・五・三〇 至令和一一・八・五・二九

岐阜県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持
課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

岐阜県知事 江崎 禎英

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	瑞浪線 上矢作線	同市同町同字同 六〇八番一六地先まで	別前後	前 六・五 後 一五・八	前 一九・一 後 二〇・八	

岐阜県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			前	後			
県道	恵那線 八百津線	恵那市飯地町字中屋二〇 一八番一〇地先地内	六・九 七・四	九・九 一〇・一	（メ） （メ）	二六・七 二六・七	

正 誤

（原稿誤り）

令和八年四月三日第六百七十四号 目次一三七頁上段前から三行目中「森林保全課」は、「可茂農林事務所」の誤り。

令和八年四月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社